前 金	部 分 払	
有	_	口

 令
 和
 4
 年
 度

 北 道 新 補 第 1 - 1 号

上浜町一身田町第1号線路線測量業務委託設計書

委託仕様は特記以外は業務委託共通仕様書(三重県)及び業務委託監督員の指示による。

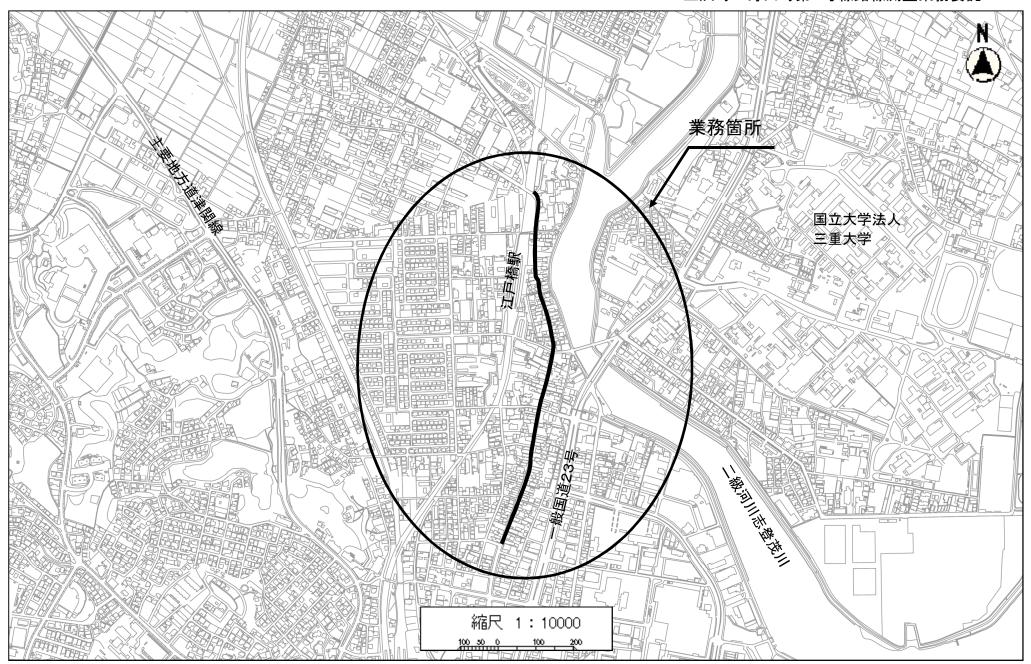
津

建設部津北工事事務所

令和4年	度	北道新補	第1-	- 1 号		業	務	委	託	設	∄	書
未針相司	<u> </u>	净去1.%町二丁目	17年み、9 町山	1 			担当副	訓参事				
委託場所	'I	津市上浜町三丁目	1 (エル・3 円 九	3.1.1			検第	章 者				
委託名	7	上浜町一身田町第	至1 早納奴维	加具光数	无		調整担	当主幹				
安託名	1	上供叫一分田町牙	51 夕脉始闭	《侧里未然	安癿		担当主幹					
設計 额	苔						担当副	削主幹				
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	Ħ.	(うち消費税等	等相当額)	設言	計 者				
履行期間	Ħ	令和 4年	0 8 9 6 5	IRE M								
/復1] 炒川	ij	77 M 4 H	9月20日	1 P区 ワ								
長		-	ф		-							
			業	務	0		大	要				
現地測量	1				一式							
路線測量	1				一式							

位 置 図

令和4年度北道新補第1-1号 上浜町一身田町第1号線路線測量業務委託



	度北道新補第1-1号		当初		業種 測量業務	
	身田町第1号線路線測量業務委託	T			項目基準点測	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
基準点測量		式		1		
基準点測量		式		1		
4級基準点測量		式		1		
4 級基準点測量	永久標識設置永久標識設置なし; 伐採 伐採含まない	点		14		
地形測量		式		1		
現地測量		式		1		
現地測量		式		1		
現地測量(作業計画)		業務		1		

業務名 令和	4年度北道新補第1-1号			当初	Ž	業 種 測量業務	
上浜	町一身田町第1号線路線測量業務委託				Į	頁 目 地形測量	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	量	今回数量	数量増減	摘要
現地測量	作業量0.019km2	(km2)式			1		
応用測量		式			1		
路線測量		式			1		
路線測量		式			1		
作業計画		業務			1		
現地踏査	交通量による変化率1000〜3000台未満 /12時間 [+0.1]	式			1		
中心線測量	交通量による変化率1000~3000台未満 /12時間 [+0.1];曲線数による変化 率単曲線換算曲線数 0 [-0.1];測点 間隔による変化率測点間隔 20m [0.0]	km			0. 95	5	
仮 B M設置測量	交通量による変化率1000〜3000台未満 /12時間 [+0.1]	km			0. 95	5	

	E度北道新補第1-1号		当初		業 種		
•	-身田町第1号線路線測量業務委託				項目		
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	1	数量増減	摘要
縦断測量	交通量による変化率1000~3000台未満 /12時間 [+0.1]	km		0.	95		
横断測量	交通量による変化率1000~3000台未満 /12時間[+0.1];曲線数による変化 率単曲線換算曲線数 0[-0.1];測量 幅による変化率45m未満;測点間隔によ る変化率20m[-0.1]	km		0.	95		
直接経費		式		1			
直接経費		式		1			
安全費		式		1			
安全費		式		1			
電子成果品作成費		式		1			
電子成果品作成費(測量)		式		1		_	

	度北道新補第1-1号		当初	業和		
	身田町第1号線路線測量業務委託		1	項		
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
技術管理費		式		1		
技術管理費		式		1		
成果検定費等		式		1		
成果検定費		式		1		
共通		式		1		
共通		式		1		
打合せ等		式		1		
打合せ		業務		1		

	度北道新補第1-1号		当初	業和		
	引田町第1号線路線測量業務委託	27.71.		項目		
項目・工種・種別・細別 直接測量費	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
[巴]女侧里具		式		1		
間接測量費		式		1		
諸経費		式				
Null H Nik The for the				1		
測量業務価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
業務費計		式		1		

令和4年度北道新補第1-1号

上浜町一身田町第1号線路線測量業務委託

数量総括表

いい : 基準点測量

いが : 地形測量

いが : 応用測量

いい 直接経費

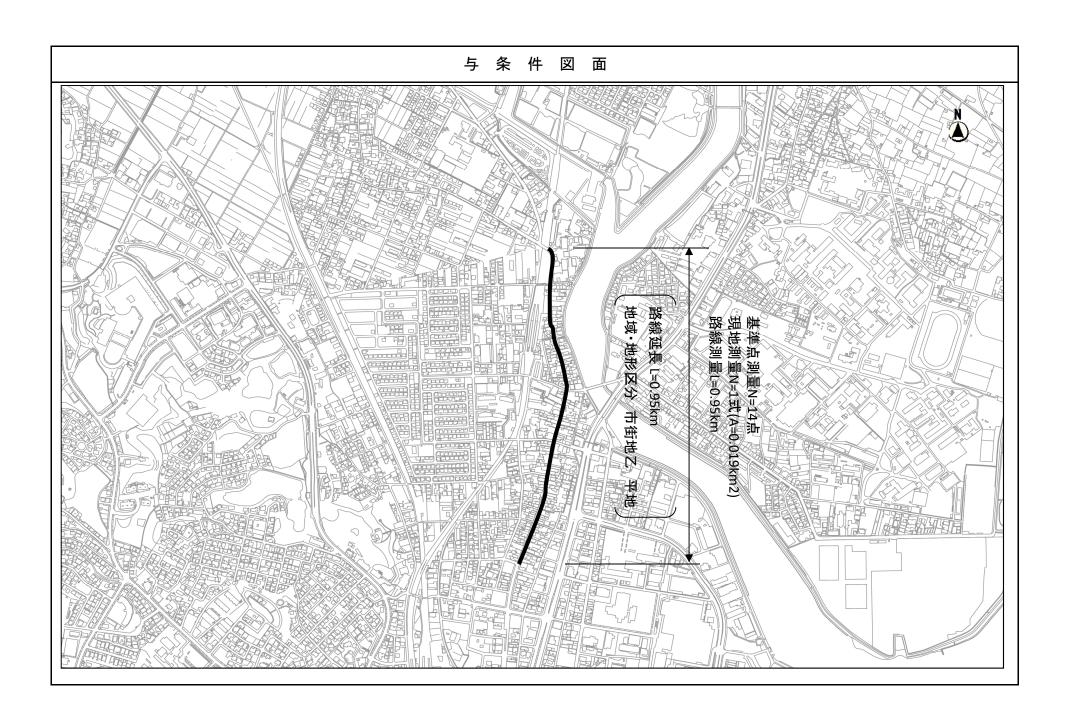
いい 法術管理費

バル1 : 共通

		I					
レベル1 (工事区分)	レベル2 (エ種)	レ^゛ル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
基準点測量					式	1	
<u> </u>	甘淮上测旱				式式	1	
	基準点測量				工	1	
		4級基準点測量			式	1	
			4 級基準点測量	永久標識以外 市街地乙 平地	点	14	
地形測量					式	1	
	現地測量				式	1	
		現地測量			式	1	
			現地測量(作業計画)	縮尺1/500 市街地乙 平地	業務	1	
			現地測量	縮尺1/500 市街地乙 平地	(km2)式	1	A=0.019km2
応用測量					式	1	
	路線測量				式	1	
		路線測量			式	1	
			作業計画		業務	1	交通量1000~3000台未満/12h
			現地踏査	市街地乙 平地	km	0. 95	交通量1000~3000台未満/12h
			九七 阳且	単曲線換算曲線数0、測点間隔20m		0.90	又 旭里1000~3000 日不阿/12∏
			中心線測量	市街地乙 平地	km	0. 95	交通量1000~3000台未満/12h

		ı	事数量	総 括 表			
レベル1 (工事区分)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レヘ゛ル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
			仮BM設置測量	市街地乙 平地	km	0. 95	交通量1000~3000台未満/12h
			縦断測量	市街地乙 平地 単曲線換算曲線数0、測点間隔20m	km	0. 95	交通量1000~3000台未満/12h
			横断測量	測量幅45m以下 市街地乙 平地		0. 95	交通量1000~3000台未満/12h
直接経費	本 400 建				式	1	
	直接経費	安全費			式式	1	
			安全費		式	1	
		電子成果品作成費			式	1	
			電子成果品作成費(測量)		式	1	
技術管理費	技術管理費				式式	1	
	从州日在兵	成果検定費等			式	1	
			成果検定費	4級基準点測量 トータルステーション 14点	式	1	
共通					式	1	
	共通				式	1	

		I	. 事 数	量 総 括 表			
初回・納品					単位	数量	摘要
		打合せ等			式	1	
			打合せ		業務	1	



明示項目	明示事項(条件及び内容)
ア 適用基準等	図 設計業務等委託契約書図 測量業務共通仕様書(三重県) 【令和3年11月制定】
	部分改定を行った内容も含む(1 三重県公共測量作業規程(作業 交通省告示第334号、平成25年国 令和2年国土交通省告示第461号/
	□ 用地測量及び用地調査等業務について、別途に定めがあるものは、それによる。 □ 三重県土地改良事業測量作業規程(農林水産省農村振興局測量作業規程準用) □ その他(
イ 業務計画等	契約締結後14日以内に測量作業計画書(作業内容、作格使用機器等を明記する。)を監督員に提出する。
	☑ 業務完了の10日前までに数量報告書を監督員に提出する。☑ 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。☑ 本測量作業に使用する主要機器(トータルステーション、トランシット、レベル、光波測距儀等)については、第三者機関で検定を行いその証明書の写しを測量作業計画書に添付する
	☑ 本測量作業において基準点測量を実施する場合の既知点は、(☑ 既設の基準点 (1~4等三角点又は1~3級基準点) □ 任意の基準点□ 仲等器において設置されている其準点) トナス
ウ成果の提出	☑ 作業完了後は、精度管理表を提出すること。ただし、監督員が必要ないと判断したものについては除外する。
	☑ 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CALS電子納品運用マニュアル【令和3年7月改訂】によるものとする。
	☑ 本業務における成果物の提出部数は、(図 3部 □()部)とする。
	検査用として成果物の印刷物(A4版簡易ファ明示、図面は袋とじ)を1部提出する。
上程関係	☑ 別途業務との工程調整の必要あり (別途業務名 令和4年度北道新補第1-2号 上浜町一身田町第1号線道路詳細設計業務委託) □ 関係機関との協議の必要あり(別途資料作成必要あり) □ その他(
オ資料の貸与	□ 発注者の貸与する資料は、次の資料とする。
力業務条件	□ 業務条件は下記のとおりとする。 ☑ 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方 法についいては監督員の指示によるものとする。
キその他	☑ 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 □ その他

(注)

 $[\]vdash$

 $[\]sim$ 上記受託業務、事項、条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適 切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打ち合せ等により協議するものとする。

 $[\]omega$

前金支払いに関する事項

当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。 場合で、市が必要と認めたときには、 払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した 請負代金の額が130万以上の契約において、 契約額の10分の3以内で、かつ 受注者が公共工事の前

律市公契約条例
配慮依頼事項
人の排除等
特記事項
事一の第二項目

重然へ繁和内容に進反があった場合等における関係機関への重報、指名停止、契約解除及び 重然企製的企製化こつ、て展議はおりません。 2 関係法・名に違反し、関係機関から是正制告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事 を遵守すること。 2 関係法・名に違反し、関係機関から是正制告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事 業管理者(以下 市長等)レいう。) へ整合すること。 3 条何第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、裁実に対応すること。 4 労働者が条例第9条約1項の規定による申出会したことを理由は、当該労働者に対し、解雇そ の他の不利益な取扱いをしないこと。 6 労働者の官金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額 の見直し、労働者の官金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額 の見直し、労働者の官金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額 の見直し、労働者の官金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額 の見直し、労働者の官金水準の引上がに関する信置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額 の見直し、労働者の官金水準の引上がに関する情でがまた。 第一日間が大力とない。 第一日間が大力とない。 第一日間が大力が高いたとない。 第一日間が大力とない。 第一日間が大力を指したいる。 第一日に対したいるが応を徹底するととに、すべての作業従事者等 つる。事務所等における者を立こと。 第一日に対したる語・第四を開における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保 カナンと。 3 感染社大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、競手変更の対象とするため、 2 新旦コロナウイルス感染症の影響における音者大や食事・体験立な、多人を動 オースによるに、最小関の活動にない。 2 新旦コロナウイルス感染症の影響に対したが表の多で、関係が関いを提力が と要な場合には、これをでは、一般に対すの指導に後い、表が者等の指令に対して必要が い、成次者等の指令的ととが判明した場合は、表等をかるとのよる。 5 行業に当ての表と認めるとは、実務を指導に対し、受託者の内容の変更等の規定 によっる、接近者の定法者が開発して、これを定めるものとする。この場合において必要が あると認められるとは、限行別間指しくは業務委託者の変更の対象とするものとする。	新感措 型染置 口症率
労働環境の確保に 津市公契約条例(以下1条例]といっ。)第6条の規定により、下記の内容について了楽し、遵守保る誓約事項 することを誓約します。	労働場係る警
1	死